○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字能生字古道八一九番四から同市大字能生字鱒七二三番一まで	前	九・〇〇～一七・五〇メートル	〇・三二〇キロメートル
	後	一六・〇〇～三六・〇〇メートル	〇・三二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県木曽郡木祖村大字菅三〇〇番二から同村大字菅三四〇番二まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月八日

○九州地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	福岡県築上郡上毛町大字垂水一二七五番一から同町大字下唐原一三二三番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月八日

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
帯広市稲田町東一線一二番一〇から同市稲田町東一線五五番一まで	前	四三・〇〇～三八・一〇メートル	一九八・〇キロメートル
	後	三二・三八～五〇・一八メートル	一九八・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡本別町共栄一八番一から同町共栄八一番まで	前	二三・五〇～三八・〇〇メートル	二六六・二キロメートル
	後	二四・三〇～四二・九四メートル	二六六・二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町字美咲四八番八から同町字美咲四三番五地先まで	前	三四・一二～四七・四七メートル	一八一・〇キロメートル
	後	三一・九四～三九・〇七メートル	一八一・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道白糠郡白糠町茶路基線一八八番一から同町ヌイベツ三五番九まで	前	一一・〇〇～五三・五〇メートル	九八一・〇キロメートル
	後	一九・〇〇～九二・〇〇メートル	九八一・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十二号	北海道中川郡本別町共栄一八番一から同町共栄八一番まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百四十四号	北海道斜里郡斜里町字美咲四八番一から同町字美咲四七番八まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年一月八日

○沖縄総合事務局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月八日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第四十三号那覇広域都市計画道路事業三・五・十号識名真地線

三　事業施行期間　自平成十九年七月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十九年沖縄総合事務局告示第四十三号の事業地に那覇市字識名を加え、識名二丁目、三丁目及び四丁目地内において事業地を変更する。